

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令等について

平成 2 4 年 3 月  
消 防 庁 予 防 課

1 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令について

【改正概要】

消防法施行令第5条の規定に基づき、火災予防に係る条例制定基準を定めることとされている対象火気設備等の対象に、電気自動車用の急速充電設備を追加するとともに、急速充電設備の特性等を踏まえて、急速充電設備を設置する際の位置、構造及び管理に関する条例制定基準の細目を新たに定めるものである。

【改正理由】

近年、電気自動車の普及が進んでおり、それに伴い、電気自動車のインフラ整備の一つとして、電気自動車用の急速充電設備の設置が進められている。

この急速充電設備については、現状では、消防法施行令第5条の規定に基づき火災予防に係る条例制定基準を定めることとされている対象火気設備等の一つである「変電設備」に該当するものとした上で、各消防本部において、急速充電設備の特性等を踏まえ、一定の条件を満たす場合には、変電設備に係る基準の適用を一部除外する等の運用が行われている状況である。

一方で、電気自動車用の急速充電設備については、今後更なる普及が見込まれることから、その特性等を踏まえた火災予防上必要な安全対策について全国的に統一した基準を定める必要がある。

したがって、消防庁では、平成22年度から「電気自動車用急速充電設備の安全対策に係る調査検討会」を開催し、当該検討会の結論を踏まえて、対象火気設備等の対象に電気自動車用の急速充電設備を追加する（変電設備からは除外する）とともに、急速充電設備の特性等を踏まえて、急速充電設備を設置する際の位置、構造及び管理に関する条例制定基準の細目を新たに定めることとするものである。

【改正内容】

- ① 対象火気設備等の種類に「急速充電設備」を追加する。(第3条関係)
- ② 防火上有効な措置が講じられた構造に係る基準として、筐体を不燃性の金属材料で作ることとする。(第10条関係)
- ③ 振動等により転倒、落下、破損等を生じない構造の基準として、急速充電設備を堅固に床、壁、支柱等に固定することとする。(第12条関係)
- ④ 急速充電設備の機能に支障を及ぼすおそれのない構造の基準として、雨水等の浸入防止措置を講じることとする。(第14条関係)
- ⑤ ①～④のほか、急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準の細目等を定めるものとする。(第16条及び第17条関係)

【施行期日・経過措置】

平成24年12月1日から施行する。

ただし、この省令の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている急速充電設備のうち、この省令による改正後の規定に適合しないものについては、当該規定は適用しないこととする。